

(別紙様式1)

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：北海道
農業委員会名：奈井江町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	開催月は告示により周知。
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

周知している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	7日
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局で閲覧に供している。
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:22件、うち許可22件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	現地の調査及び確認、申請書内容の聞き取り、確認。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	条例に基づく関係法令等審査及び許可基準により各案件ごとに審議			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	22件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録による公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	13日
	是正措置	事前審査により手続きの短縮化をしている。			

(2) 農地転用に関する事務（北海道農業会議諮問案件）

(1年間の処理件数: 3件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	現地の調査及び確認、申請書内容の聞き取り、確認。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	条例に基づく関係法令等審査及び許可基準により審議			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録による公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から40日	処理期間(平均)	45日
	是正措置	処理期間(平均)が標準処理期間より若干長くなったが、申請受理後、直近の総会及び北海道農業会議の常任会議に案件提出しており、事務処理に問題はなかったと考える。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		15 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		15 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 32件 公表時期 平成26年5月 情報の提供方法: 農業委員会だより、ホームページにて掲載
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 51件 取りまとめ時期 平成26年3月 情報の提供方法: 農業委員会だより
	是正措置	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,002 ha 整備方法: 農地基本台帳システムによる整備 データ更新: 農地利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他補足調査を踏まえ、毎月更新
	是正措置	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	特に無し
農地転用に関する事務	特に無し
農業生産法人からの報告への対応	特に無し
情報の提供等	特に無し
その他法令事務に関するもの	特に無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,002ha	3.9ha	0.19%
課 題	遊休農地については、都市計画用途区域内にある土地で回りが宅地化を見越したものや、所有者の高齢による労働力減少等による。賃貸もなかなか進まない状況にある。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1.2ha	.0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9~10月	12人	9月~10月	
	遊休農地への指導	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施 2 遊休化している農地については、当該農地状況を確認し、地図等に図示する。		
		実施時期: 11月~12月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月	12人	10月~11月	
	遊休農地への指導	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施 2 遊休化している農地については、当該農地状況を確認し、地図等に図示する。		
		実施時期: 8月~3月			
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 1件	指導面積: 2.7ha	指導対象者: 1人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
その他の取組状況	面談等により、本年耕起等の維持管理を行なったが、作物の作付けまでには至らず引き続き耕作のために供することを指導。				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地解消に向け、所有者または使用者に指導していることに対し、農地の維持管理については、指導効果はあったが、作物の作付までは至らず、利用解消までの実績にはならなかった。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者等への指導により、遊休農地解消に向けての効果が出ているので、適正な農地利用を図るため、本年度以降も継続しながら指導を進める。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	1 指導の徹底 0件
活動の評価案に対する意見等	1 指導の継続による農地の有効利用 0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	今年度の目標は達成できなかったが、農地の維持管理の部分では是正されており、遊休農地の所有者指導などを実施していることに対し、目標としては適切であった。
活動に対する評価	遊休農地の所有者等への指導は実施しているので、適正な農地利用を図るため、本年度以降も継続しながら指導を進める。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	農家数	175戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	125戸	125経営	法人	団体
	農業生産法人数	15法人			
課 題	今後、認定農業者の大きな変動は予想されず、認定農業者の継続維持、後継者対策を含め確保が課題である。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成25年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	0法人	0団体
実 績 ②	3経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	150%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	関係機関との連携により担い手に関する啓蒙活動等実施		
活動実績	関係機関との連携により担い手に関する啓蒙活動等実施		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	適切である		
活動に対する評価の案	適切である		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件		
活動の評価案に対する意見等	0件		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	適切である		
活動に対する評価	適切である		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,002ha	1,777ha	89%
課 題	高齢等による離農者の発生を含め、農地の供給は増加が予想されるが、担い手への集積には資金等経営面等の問題もあり、必ずしも経営効率が図られる集積とはならない。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	25ha	500%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	日頃の地域活動による情報を委員会全体で共有する。あっせん希望の農地については、生産性や利便性など効率性を考慮しつつ、意欲ある担い手への集積を図る。
活動実績	4～3月地域活動による情報を委員会全体で共有する。あっせん希望の農地については、生産性や利便性など効率性を考慮しつつ、意欲ある担い手への集積を実施。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	担い手への集積と同時に、より効率的な経営を図ることも必要。
活動に対する評価の案	規模拡大等を図るため、担い手への集積を実施しているが、今後においてはより効率的な営農活動及び経営面にも効率化を図るため、集積時において更なる検討が必要。また、円滑化事業の実施なども含め、事業展開していくことが必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	担い手への集積と同時に、より効率的な経営を図ることも必要。
活動に対する評価	規模拡大等を図るため、担い手への集積を実施しているが、今後においてはより効率的な営農活動及び経営面にも効率化を図るため、集積時において更なる検討が必要。また、円滑化事業の実施なども含め、事業展開していくことが必要。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,002ha	0ha	0%
課 題			

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・9～10月農地パトロールの実施 ・農業委員会広報誌等による違反転用防止の啓発
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・10月農地パトロールの実施。 ・農業委員会広報誌により、転用手続きの必要性に理解を求めするなど、違反転用の未然防止PR活動を実施。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の発生防止、早期発見・早期指導は重要であり、妥当である。
活動に対する評価の案	現状として、違反転用はない状況であるが、引き続き違反転用の未然防止に向けて活動を行っていく必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用の発生防止、早期発見・早期指導は重要であり、妥当である。
活動に対する評価結果	現状として、違反転用はない状況であるが、引き続き違反転用の未然防止に向けて活動を行っていく必要がある。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。